

日本国憲法のかたち



日本国憲法ってどうのよ？

状況下で作られたの？



まず日本国憲法の成り立ちから考えてみます。およそ七十年前、日本は大東亜戦争で敗戦を喫して、以降、主権回復までの約七年間、連合国軍の占領下に置かれました。

日本国憲法が制定されました。連合国軍の監視の下、日本国憲法は「降伏後一於ケル米國ノ初期ノ対日方針（※1）」等に基づき、「日本が今後、米国及び世界の平和に害を加えないように」とすることを基本に制定されました。その制定過程では、極東委員会（※2）が外

部勢力としてかなりの影響を与えたと言われています。また、平成二十八年八月、米大統領選の集会にて、バイデン米副大統領は「日本国憲法を私たちが書いた」と発言しています。本来は国民の手で作るべき憲法が、連合国軍の軍事支配下で作られたということは、異常な制定経緯と言えるでしょう。

日本国憲法草案の作成者自身も、憲法が改正されていないことに疑問を持っているの？



日本国憲法は、GHQの民政局において、オリジナルドワーフト（草案）が起草されました。しかし起草者の中には、憲法の専門家は一人もおらず、さうに日本的事情に通じていた人もほとんどいませんでした。この点について駒澤大学の西修名賀教授は日本国憲法の制定からおよそ四十年が経過した昭和五十九年から六十年にかけて、憲法の起草者にインタビューをしています（※1）。

このインタビューで共通していることは、「原案は暫定的なものであつた」「日本国憲法は当然もう日本国民の手で作り変えられているものだ」と認識していたということです。それから更に三十年が経ちますが、日本国憲法は未だに一条たりとも改正されていません。

02

（※1）日本国憲法原案の起草者の声

（『図説 日本国憲法の誕生』より一部抜粋）

①チャーチル・L・ケーディス氏

（民政局次長、原案とりまとめの中心人物）

「私はホイットニー一局長から、マッカーサー元帥の指示を聞かされたとき、民政局で日本国憲法の草案を作りに乗り出すことは、大変な挑戦であり、とても難しいものになると思いました。なぜなら、そのとき私たちの手もとには役に立たずそんな資料が非常に乏しかったからです。」

②オズボーン・ハウゲ氏（海軍中尉、『国会の章』を担当）

「もちろん奮闘しました。ただ、私は憲法案を作成するほどの大バッケ・グラウンドを持ち合わせていませんでしたから、荷が重すぎて、あまりにも困難な仕事だといました。戦争放棄条項については、民政局のほとんどの人たちとは、将来を見通せず、近視眼的るものを見ていたように思っています。」

③ミルトン・J・エスマン氏（陸軍中尉・内閣の章を担当）

「非常に興奮し、大変挑戦的だと思いました。それと同時に私はこのようなことは不幸なことだと思いました。なぜなら外国人によって起草される憲法は、正当性を持ち得ないと感じたからです。」

（※1）「降伏後一於ケル米國ノ初期ノ対日方針」とは？

アメリカの対日占領政策の基本方針として、昭和二十年九月二十一日に國務省が発表しました。マッカーサーは日本の自衛のための力も含め、すべての軍事力を徹底的に排除し、将来、日本が米国の脅威となる可能性を完全に取り除くことを目的としていました。

「降伏後一於ケル米國ノ初期ノ対日方針」

（昭和二十年九月二十一日）

第一部 究極ノ目的

日本ノ関する米國ノ究極ノ目的ヲシテ當初ノ時期一於ケル政策ヲ遵フベキモノ左ノ如シ

a) 日本国力再ビ米國ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和ト安全ノ脅威トナルコトナキ保証スルコト

（以下略）

（※2）「極東委員会」とは？

連合国が日本を占領するにあたり、日本を管理するために設けられた政策機関。極東委員会の中には、天皇制を廃止しよつじする動きや、天皇を極東国際軍事裁判（いわゆる東京裁判）に出席させるべきだという過激な意見を持つ者もいました。しかし、マッカーサー自身も極東委員会とは意見が合わず、マッカーサーが日本国憲法の作成を急いだのも、極東委員会による干渉を排除するためであったと言われています。

01

03

自衛隊も違憲！ いまの憲法で日本は守れるの？



日本を取り巻く国際環境はこの七十年間で一変しています。近年の中国の急速な軍備拡充、北朝鮮の核開発やミサイル発射実験などは、日本の安全を考える上で、決して看過することはできません（※1）。国家が国民の生命・財産を守ることは当然のことです。日本には「自衛隊」がありますが、憲法九条一項を理由に、自衛のための組織ですら「違憲」という声があります。現在、自衛隊を違憲の存在として、自衛隊の廃止を謳っている共産党も、かつては自衛の方について憲法九条の内容に反対する意見を帝国議会で述べています（※2）。

北朝鮮の核実験

平成二十八年 九月九日	平成二十八年 一月六日	平成二十九年 五月二十五日	平成二十九年 十月九日
地下核実験。爆発規模は過去最大級と見られる。	初の水素爆弾実験。水爆実験の成功は初めて。	地下核実験。核兵器の小型化と爆発力の強化について実験を行った。	初の地下核実験。核実験独特の地震波が観測されている。

北朝鮮の弾道ミサイル発射

平成二十八年 八月三日	平成二十八年 八月二十四日	平成二十九年 九月五日	平成二十九年 九月五日
発射数 一一発	発射数 一発	発射数 三発	発射数 一発
日本海に配置していた潜水艦から、潜水艦発射弾道ミサイルを発射。約四百八十km飛行し日本海に落下した。	三発すべて中距離弾道ミサイル「ノドン」と見られ、北海道奥尻島西方沖から約二百～一百五十km付近のEEZ内に落下した。	三発すべて中距離弾道ミサイル「ノドン」と見られ、北海道奥尻島西方沖から約二三百～一百五十km付近のEEZ内に落下した。	一発目は発射直後に爆発、二発目は約千km程飛行し、秋田県男鹿半島沖約五百kmのEEZ（日本の排他的経済水域）内に落下した。

（※1）度重なる北朝鮮の弾道ミサイル発射および核実験

03

どのような憲法が日本に相応しいのでしょうか？

04

主権を有する 独立国家の憲法のかたち

◆独立国家の憲法に必要な「三つの規定」

昭和二十七年四月二十八日、サンフランシスコ平和条約が発効し日本は主権を回復、独立国家となりました。

独立国家としての憲法には、まず、国家を代表する元首の規定を設け、対外的に国家を代表するのは誰かということを明確にする必要があります。

また、国家や国民を守るために、国の防衛の要である自衛隊の位置づけを明確にすること、また大規模自然災害やテロなどの緊急事態に備えた憲法の規定を設けることも必要となります。

以上の三点については世界の国の大半が独立国家として当然備えています。

05 日本の歴史や 伝統文化を反映した憲法のかたち



05

(※1)「日本の建国した年」、
「日本を建国した人物」についてのアンケート調査

(平成二十五年五月一日発行 正論(五月号)
山本みづき氏の小論より要旨抜粋)

山本氏のアンケート結果によれば、日本の学生の九割以上が本国の建国について理解していないことが分かります。

①「紀元前六六〇年に神武天皇が建国した」と
答えることが出来た学生……………[百人中二名]

②日本を建国した人物を
「マッカーサー」と答えた学生……………[百人中五名]

③二つの質問のどちらも
未回答だった学生……………[半数以上]

*アンケートの結果は、有効回答であった
百人の学生を対象としています。

*アンケートは平成二十四年実施

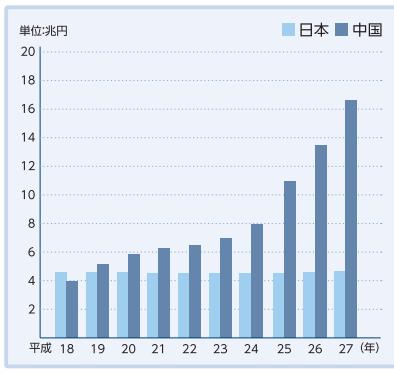


(※2)日本共産党野坂代表の帝国議会での演説

(昭和二十一年八月二十四日)

当時の演説では、「自衛権を放棄することは、我が国の民族の独立を危うくする危険がある」と述べ、民族独立のために憲法九条の内容に反対する主張をしていました。
「現在ノ日本ニ取ツテ是憲法第九条ハ一個ノ空文ニ過ギナイ。我々ハ此ノヤウナ平和主義ノ空文ヲモスル代リニ、今日ノ日本ニ取ツテ相応シイ又実質的な態度ヲ執ルベキデアルト考ヘルバアリタマス、ソレハドウソコトカト言バ、如何ナル國際紛争モ日本ハ絶対ニ参加シナイト云モコトデアル。」要するに、憲法第二章ハ、我が國ノ自衛権ヲ拠棄シテ民族ノ独立ヲ危クスル危険ガアル、ソレ故に、我が党ハ民族独立ノ為ニ此ノ憲法ヲ反対シナケレバナラナイ……我々ハ當憲法ヲ可決サレタ後、於テモ、将来當憲法ノ修正ニ付テ努力スルノ権利ヲ保留シテ、私ノ反対演説ヲ終ル次第アリマス】

中国と日本の防衛費比較



※年平均為替レートで換算

国柄とは、その国の成り立ちや不易の価値、歴史や伝統文化を示します。世界各国の憲法では、自国の国柄や国家が目指す方向性が明確にされていますが、この点日本国憲法には一切反映されていません。これはGHQによる占領政策の影響によるものであり、近年、日本人の国家観の喪失は大きな問題となっています。

例えば、戦後の学校教育では、神話にもとづく日本の歴史を教わることはありませんでした。山本みづき氏が同世代を対象に行つた調査では、日本の学生で我が国の建国の歴史をきちんと理解している人はほとんどないとする結果が発表されています(※1)。このような問題を招いていることと、憲法に国柄が反映されていないことは決して無関係とは言えないのではないかでしょうか。



前文に国柄を明記しましょう

◆憲法前文では「國のかたち」を示すことが大切です

我が國は万世一系の天皇を戴く立憲君主國です。天皇は恒に國民とともにあり、國民の安寧を祈つていりました。そのお氣持ちは、戰没者の慰靈や被災者の慰問をお続けになられているお姿からも分かれます。

天皇と國民の強い結びつきはまさに日本の國柄の根幹をなすものと言えるでしょう。本来、國家の基本法である憲法では、國民の権利や義務について定めるとともに自國を特徴づける国柄が明記されているべきもので

す。しかし、アメリカ人の手によつて作られた日本國憲法には、そういう「日本らしさ」は反映されていません。

OECD（經濟協力開発機構）加盟三十五か国の内、憲法に前文を設けている国は十七か国あります。もちろん加盟国以外の國の憲法にもこれら特徴は多く見られます。我が國の憲法においても、前文を見れば「日本憲法」と分かるように改めることが肝要でしょう。

國の代表者である「元首」を明確にしましょう

◆いつの時も天皇は國民と共に歩んで来られました

天皇は恒に宮中祭祀を通じ國家の繁栄と國民の幸せを祈り、國民もまた天皇の安泰を願つてきました。しかし、宮中祭祀については、現憲法上に位置づけが明確にされておらず、天皇の「私的行為」とされています。私ではなく國家・國民のことを祈る宮中祭祀を天皇の公的な行為として明確にすることが肝要で

しょう。

また、各國の国王や大統領などが賓や来賓として訪日した際には、天皇自らが日本の代表者として外國からの賓客を迎えております。天皇こそ日本の「元首（代表者）」に相応しい御存在であり、憲法上に「天皇は日本國の元首」と明記する事が望まれます。

憲法二十条で定める政教分離規定を見直しましょう

◆厳格な政教分離は、日本の国柄に馴染まない

政教分離規定を厳格に解釈することで、これまで一般的な慣習や習俗として何ら問題なく行われてきたことも今日では問題視されるようになりました。

先人を慰靈するための首相の靖國神社参拝や、公人の宗教的行事への参列等を問題とする訴訟が繰り返し提訴されていることも一例と言えます。また震災復興にあたり、宗教施設ゆえに自治体からの支援が受けられ

れず、復興が進まないという問題も発生しています。しかし、本来禁止すべきことは、國や公共団体が特定の宗教の布教や宣伝を行つことであつて、公人の宗教行事への参加や、震災復興にかかる支援を禁止することではありません。宗教への関わりを一概に問題とするのではなく、宗教に寛容な日本の国柄に基づいた柔軟な関係性を築くことが大切でしょう。



日本国憲法の何を変え

家族を尊重し保護する規定を設けましょう

◆戦後七十年の間、日本人の家族意識は
徐々に変化してきています

「僕が大きくなったら、沢山お金をもうけて、大好きなお母さんを立派な養老院に入れてあげたい」…これは昭和四十年代に小学生が書いた作文です。作文を見れば、当時から日本人の家族意識が変化してきていることが伺えます。社会福祉が充実し、一見理想の国に思えるスウェーデンについては、家族の崩壊や犯罪件数の多さが指摘されています。個人を保護する施策のみを重要視し、一人で生きられる社会にすることは、国民にとって本当に幸せなことなのでしょうか。昨今では、家庭内暴力や児童虐待など、家族間での悲しい事件が年々増加し、家族意識の希薄化が進んでいます(※1)。いま一度、私たちは家族の大切さを考え、憲法に家族の保護を明らかにすることが肝要でしょう。

憲法九条二項を改めると同時に、緊急時に備えた条項を設けましょう

国連憲章第五十一条

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」(以下略)

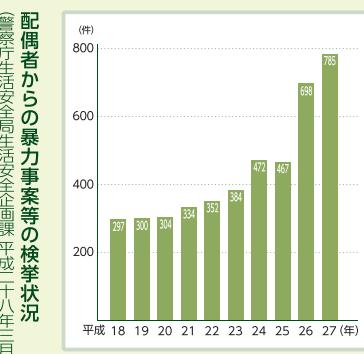
◆国の平和と国民を守ることは、国家の責務!

国連憲章第五十一条は、国家が「自衛の固有の権利」を有するとしており、他国の侵略に対するいかなる武力行使も否定していません。現在、中国や北朝鮮からの脅威は確実に高まっており、国土及び国民の生命、

財産を守るためにも一定の力を保持することが必要です。日本においては憲法上に自衛隊の存在を国防の組織として明確に位置づけることが肝要でしょう。また、大災害やテロ、疫病等、緊急事態が発生した時に備え、非常時における緊急事態条項を新設することも求められています。食糧品等の買占めの禁止や政府への一時的な権力の集中など、非常に即応できる体制を平常時から整えておくことが大切でしょう。



(※1)児童虐待事件の検挙状況
(警察庁生活安全局少年課 平成二十八年二月調べ)

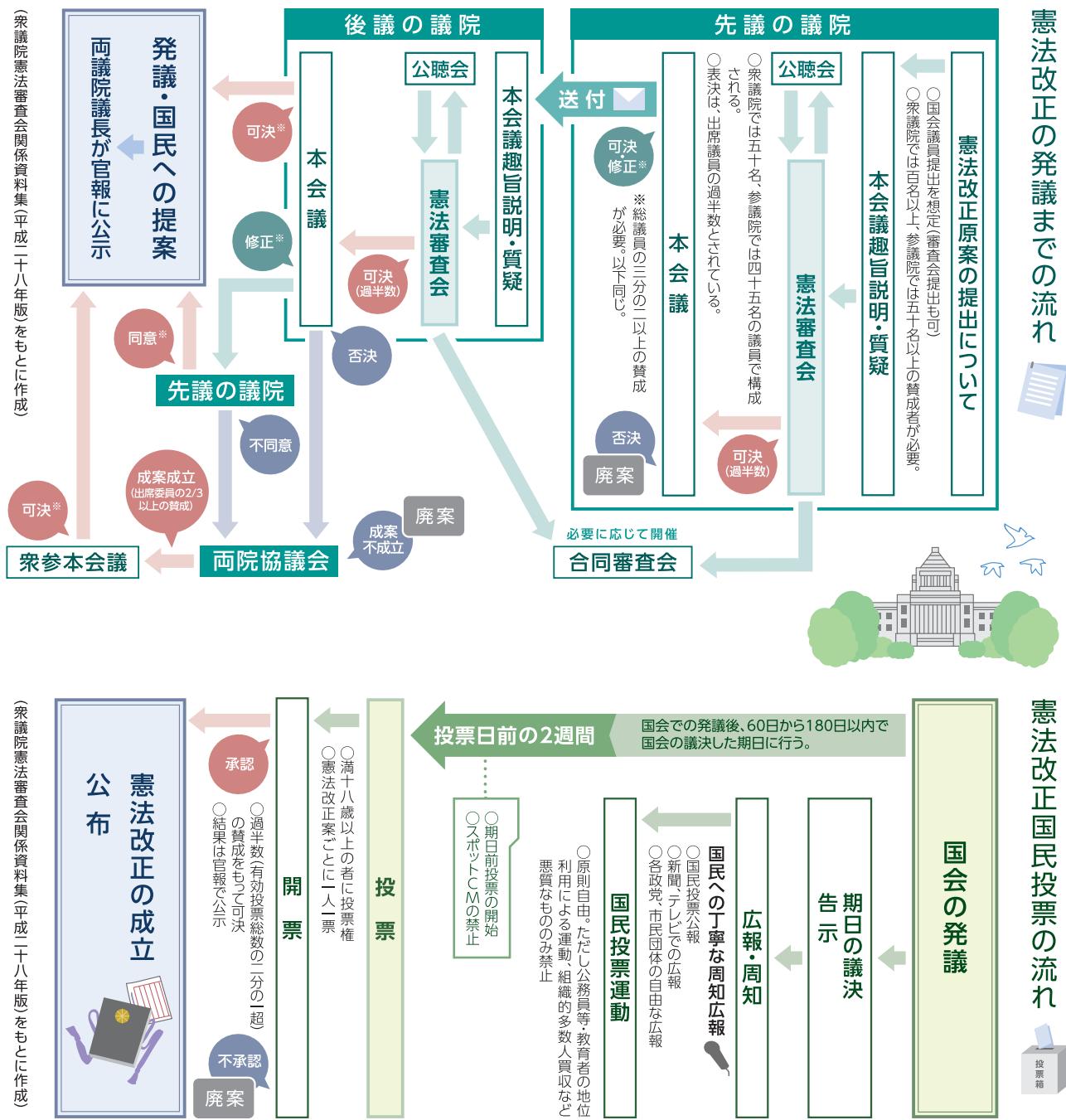


警察庁生活安全局少年課 平成二十八年三月調べ



憲法改正国民投票法における手続の概要

(衆議院憲法審査会関係資料集(平成二十八年版)をもとに作成)



憲法九十六条

二

この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。
この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際に行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一緒に一体を成すものとして、直ちにこれを交付する。



神道政治連盟

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号
TEL03-3379-8282 FAX03-3379-8299
www.sinseiren.org/